

第一回國會 厚生委員會會議錄第十六号

昭和二十二年九月二十二日(月曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 小野 孝君

理事 田中 松月君 理事 山崎 道子君

理事 武田 千三君 理事 有田 二郎君

理事 德田 球一君

理事 太田 典義君 理事 松谷天光君

理事 井村 徳二君 理事 國田 直君

理事 中嶋 勝一君 理事 降旗 徳彌君

理事 柳原 亨君 理事 村上 清治君

理事 河野 金昇君 理事 齋藤 晃君

出席國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君

文部大臣 森戸 辰男君

出席政府委員

總理廳事務官 伊東 五郎君

委員外の出席者

厚生事務官 高田 正己君

九月二十日

結婚問題の指導その他に關する請願

(山下春江君外二十六名紹介)(第六

一一號)

元官公吏の恩給増額に關する請願

(植原悦二郎君外二名紹介)(第六

九號)

同(唐木田藤五郎君外一名紹介)(第

六二三號)

日本醫藥園藥館病院建設完成促進の

請願(庄司一郎君紹介)(第六二七號)

恩給増額に關する請願(池谷信一君

外二名紹介)(第六二八號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

住宅問題に關する件

風水害被害状況報告聴取

兒童福祉法案(内閣提出)(第三三號)

○小野委員長 これより會議を開きま

す。

この際御了解を得たいと思ひます

が、一昨日本委員會の理事の打合せを

開きまして、今後の議案の審査につ

いて、相談いたしましたのでございま

すが、會期はあと餘すところ一箇月に

なっておりますのに、まだ議案が相當

山積しておりますので、政府提出の法律

案についてもまだ五、六件は残つてお

ります。しかもその間に議員提出の相

當軍大なる法案が出ることもまた豫想さ

れるような次第でございまして、つき

まして議事の進行に關しまして、い

る打合せをいたしました結果、この際で

るだけ審議を急ぐという申し合せをい

たした次第でございまして、今後定例日

以外の日にも速記の方の都合がつか

次第随時開くことにいたしたいと思ひま

すが、いづれにしましても、議事の進

行については急ぐようにいたしたいと思

ひますので、御協力賜わりたいと思

ひます。

河野金昇君から住宅問題について緊

急質問をいたしましたの申し出があり

ますので、これを許したいと思ひま

す。河野金昇君。

○河野委員 全般的な問題をお聞きす

る前に少し事務的な質問をいたしまし

て、それからそれをまとめたようなか

つこうで住宅政策についてお聞きした

と思ひます。復興院のお方がお出で

になつておるようであります。戦災

とか、強制疎開とか、外地から引揚げ

てきた人とか、あるいは戦争中家をつ

くらせなかつたというふうなことによ

つて、非常に住宅が不足しておると思

ひます。特に今度の風水害等によつて

もまたおびただしい住宅の不足を來し

ておると思ひますが、今度の風水害の

ものはまだおそろく御調査もできてお

らないと思ひますから無理でありまし

が、そのほかで現在大體どのくらい全

體として不足であるかというふうな事

務的問題からまずお伺ひしたいと思

ひます。

○伊東政府委員 お答えいたします。

ただいま住宅不足数につきましては完

全な調査がありませんので、推定によ

る概算でございまして、その数字を申

し上げます。戦災によりまして消滅い

たしましたものが二百十萬戸、強制疎

開によつて破壊いたしましたものが五

十五萬戸、海外引揚者による利用増が

六十七萬戸、戦時中の供給不足数が百

十八萬戸、これを合せて四百五十萬

戸とわれは推定いたしました。この

数字は、その後建築せられましたものな

ど差し引きまして現在の不足数が約四

百十萬戸となつております。しかし今

度の風水害、また先般の飯田の大震災

というふうなものは年々あるものであ

りまして、火災、風水害等による滅失

戸数は、戦前の統計などから推定して

大體五萬戸、自然腐朽によつて滅失し

てくるものが五萬戸、世帯の自然増加

による利用増を十萬戸、現在の不足

数は二十

萬戸の新たな不足が生ずるというふう

に大體見ております。従つて毎年二十

萬戸の新たな需要による建設と、四百

萬戸のうちの何分の一かの建設を必要

とする、こういうふうなわけを考へ

ております。

○河野委員 そうすると結論として、

そういつたものを合せて大體現在四

百二十萬戸くらいの不足と見ておるわ

けですか。

○伊東政府委員 現在四百萬戸の不足

を見ておりますが、それに新たに二十

萬戸ずつ不足していく、こういうふう

になつております。ですからかりに四

百萬戸のものを十年間でこの不足数を

建設するといつたしますと、毎年平均

して四十萬戸、新たな需要が二十萬

戸、合せて六十萬戸ずつを建設して

まいりますと、十年後には住宅の不足

数がゼロになる、こういうふうな考へ

ております。

○河野委員 それから住宅營團ができ

たのは昭和十六年の五月一日だと記憶

しておりますが、その設立から昨年の

十二月二十三日の閉鎖機關に指定さ

るまでに、住宅營團は膨大な費用を使

つており、この膨大な費用は戦時中

の問題になつておりましたように、職

員なんかの膨大な給料とか手当とい

うものに相當使われていると思ひま

す。この膨大な費用を費したところ

が、住宅營團が、この数年間に建設した

戸数、ただマッチ箱のようなものをこ

らえておつたのでは問題になりませ

んから、戸数と坪数とがわかつてお

れば、あそこからでも結構ですから、

お聞きしたいし、今おもちにならな

ければ、あそこでも結構ですから、

知らせを願ひたいと思ひます。

○伊東政府委員 きよう数字をあい

にく用意してまいりませんでしたが、大

體わかつておりますから調べてお答

えしたいと思ひます。

○河野委員 終戦後非常に家を焼か

れたり、いろいろとられたりした人が、

自分の家を建てるために一生懸命に努

力をして建てたのであります。どう

いう加減か、復興院が建築許可を非常

に強化された。従つて現在公定價格

がやみよりの下まわつておるというの

はほとんどないに、材木なんか公定

を下まわつておるというふうな現状

であります。どういふわけで復興院は

こんなに許可を厳重にされたのか、厳

重にした以上は、國の方でつくつて皆

満足を與えなければならぬが、それが

遅々として進んでおらないようであ

ります。建築強化をされた理由は、巷

傳えるところによると、民間側と官

側と競争すれば、民間に負けるのは

まつておるから、自分たちの立場を

護するために、こういうむずかしい

ことをしたのだという趣意を言つて

連中が多いのであります。強化され

たところの理由並びにこれからもな

このままおやりになるか。おやりにな

るとすれば一體どういふ計畫でこの

住宅の不足を満していくのか、お尋

ねしたいと思ひます。

○伊東政府委員 お尋ねの臨時建築

等制限規則であります。終戦後、こ

ういふこと

書類をもつていくと、復興院の出張所があるにもかかわらず、一應縣廳の方に送つて、縣廳の方で一箇月、二箇月ぐらいたちまちまやりして、それから復興院の出張所にもつていく、復興院の出張所で一箇月も放つておいて、縣廳の方と相談するという事で、最低三、四箇月はかかるのであります。三、四箇月放つておけばまた内閣が送り、公定なども變りやみ相場も變つてくる。實に迷惑千萬であります。一體こういう許可などは復興院の出張所を設けたのですから、復興院の出張所をやつたらどうか、それともむしろ、それを地方に委譲すればいい、それを一つと簡単にされる意思があるかどうか。同時にこういう時代になつたのだから、正式に書類を出して、半月なり一箇月経ても何ら役所側の方において意思表示がなかつたら、それは勝手に建ててもいいというやうなことをきかないと、何だか役所でいつまでも書類がそのままになつておるので行つてみると、まるでやみの奨励やら、賄賂の奨励やら、そういうことをとき／＼おとしやる。協力費を出してくれなければいかぬとか、そういうことを必ず縣廳の人々や出張所の人々は言うのであります。われ／＼がついていくと、そういうことは言わないのであります。一般の人が行くと、そういうことを言うやうであります。あまりむずかしいことを言うやう、先ほどおつじやつたやうに、途中であきらめるやうになる。それはおとなしい人であつて、人によるとめんどろくさいから、まさか壞すとは言まいと言つて、規則を無視してやつてしまふといふことになると思ひますが、一體役所

へ正式に書類を出したら、半月か一箇月の間に處理せよといふことをきめられないものでありましようか。
○伊東政府委員 ただいまの問題は私どもとして非常に苦慮いたしております。いろいろ改めるところもあると思ひます。研究しておる點もございまして、大體建築許可といふことについてちよつと御説明申し上げますと、小さな住宅とか店舗とか、そういうもので、當然建てられるといふやうなものと、それから住宅にしましては、十坪、二十坪といふやうな大きなものとか、あるいは劇場とか料理屋とかいふやうな原則として遠慮してもらいたい種類のものがあります。もう一つは、いろいろな工場だとか、病院とか一概に禁止的な態度でもいけませんし、またそれうかといつて放任もできないというやうな、大體三種にわけることができると思ひます。地方住宅につきましては、これは現在あまり暇をかけておらぬと思ひます。大體の調査をいたしまして、資材の面から言ひまして許可のわくがございまして、そのわくを非常にオーバにする場合には、抽籤の方法によつて決定してしまふ。これは毎月二回ぐらいつは各地でやつておりますので、申請しましてから大體一月以内に處理できておるやうであります。ただ先ほどの手持資材があるという場合には、これは抽籤も何も要りませんから、迅速に調査さえ済めば許可できることでもあります。これも一月以内に處理できておると思ひます。

山積しておりますが、資材の關係などです。その中で許可できるものはごくわずかであります。こういうものが三月も四月もかかつておる。早くきめてくれと言へばこれは許可できるよりしようがないといふものが多いいのであります。それがずいぶん長くかかつておると思ひます。
それから第三番目の工場その他であります。こういうものは私ども特定部門と申しておりますが、特定部門は資材の割當が戦災復興院の方に來ないのでありまして、安本から商工省、農林省、文部省といふやうに各省にわけられるのであります。その建物の性質によつて所管別に資材が行くわけでありまして、私ども許可する場合には、その方へ合議をしまして、向うで資材が出るといふことで初めて許可するといふことになつておるわけでありまして、このためにその資材が各省から地方に渡されておると、出先だけで決定できませんが、その多くの中は中央各省に資材があるのが多いのであります。その場合にはやはり遠方からでも東京まで書類を送つてまいります。そうして私どもの方から商工省なり、厚生省なりと御相談しまして、資材があつた場合には返事が來て許可する。こういうわけで當然許可になるべく、三月かかつたといふやうな非難を聞くのであります。この點は私どもでも解決できませんので、安本なども御相談しておるわけでありまして、ただいまのところ、それについてまだ決定を見ておりません。この點は何とかしなければならぬといふやうに考えております。

○河野委員 次に住宅營團であります。これが閉鎖機關に指定されたのであります。ところが、もちろんこの監督は復興院にあるのではないかと思ひます。が、この營團そのものの處理と言ひましても、營團が扱つておつた住宅なんかは、今後どういふやうに處理していかれる方針でありますか。その大體の方針をお聴きたいと思ひます。
○伊東政府委員 住宅營團が戦争前から相當の住宅を建てまして、現在經營は閉鎖機關管理委員會でもつて管理しておられるわけでありまして、これは管理委員會の方で何とか處分をしてくれといふことで、その案をつくつてもらいたいといふやうに要求されております。私どもとしては閉鎖機關の方の立場、債權者の立場も考えなければなりませんし、それから家にはいつておる人の——これは庶民階級の人たちでありますから、その點も考慮しなければなりませんので、大膽省とたゞいま折衝中でありまして、私どもだけの立場から申しますと、一應これを國なりあるいは公團のやうなものなりで一括買上げておいて、そうしてはいつておる人なり、あるいは公共團體なりに賣拂う、そうして閉鎖機關にもあまり損をかけないやうに、またはいつておる人にもあまり無理な負擔をかけないやうにいたしたいと思つておりますが、まだ具體的に案ができておりません。

○河野委員 まだ具體的に案ができておらないとおつしやるにもかかわらず、實は非常な問題を起しておる所があるのではありません。それは北多摩郡の昭和町にある八清住宅といふのであります。これは營團が昭和二十年の十一月十日に土地の親分、これは政治的に何かバックがついておるやうであります。八日市屋清太郎という親分が營團が買上げた。それで四千人ぐらゐる人がここに今住んでおるのであります。それは土地も建物もこの親分が營團が買上げたのであります。しかるにその建物の中に浴場と映畫館があつて、當然これも營團が買上げておつたにもかかわらず。もとの親分がこの經營をやつて金もうけをしておつた。しかし去年の冬あたりから燃料がなくなつたといふことによつてお湯屋はやめてしまつた。これで住民が非常に困つて、何町を離れた所へ行かなければならぬ。あるいは電車に乗つて立川まで行かなければならぬといふやうなことで、住民が非常に困つて交渉した結果、ふろの方は電氣ぶるにする工事をやつた。住民たちも相當の負擔を出し合つて、もう完成といふところまで來たときに、その親分が子分を脱衣場にすわりこましてしまつて、絶對明け渡しをさせないといふ現状になつておるのであります。映畫館なんかもやはりこの親分が經營して、そうして金をもうけておる。當然營團が買上げたたら營團が經營するのが本來であります。しかるに營團はどうか加減か、この親分に遠慮してかどうか知らぬが、そのまま黙認しておる。しかも去年の十二月に閉鎖機關に指定されてから建物の補修も何もなしから、はいつておる住民たちは非常に困つておる。だから住民たちにしてみれば、國の方がやつてくれるか、そうでなければお湯とその映畫館は四千人の住民の委員會と言ひますか、管理會と言ひますが、そういうものでもこしらえて考慮してもいい。そうしてその利益でその建

物の補修をしていつたりなんかしたいというのを再三陳情してはおるはずであります。未だにこれは何かがあいておりません。しかるに昨日私がたまにそこを訪ねて行つたら、何だか進駐軍の通譯とかしている男が、どこから聞いてきたか知らぬけれども、この建物はいずれに拂下げることになつたのだ。一月三千圓か四千圓で拂下げるのだから、さあ皆申込めというので昨日大あわてにあわてて皆から申込書をとつておるといふやうな騒ぎなのであります。一體進駐軍の一通譯が何かがどこでそういうことを聞いてきたか知らぬが、こういう營團なんかの建物は進駐軍の方で勝手に處分できるものか、それとも營團、復興院のあなた方が何か方針をきめておやりになるのか、これははつきりしないと、もしも昨日たま／＼起きておる問題のよう、三千圓か四千圓で一月ずつ拂下げるといふことは、はいつておる人はあるがたいではあるが、そういうことが他の營團なんかの建物などにおいても行われるかどうかであります。先ほどのあなたの話を聞いてみれば、まだ方針がきまつておらない。方針がきまつておらないと言ひながら、その足もとにおいてこういうことが現に行われておるのでありますが、一體これは方針できまつておらないがあなたがお知りにならないのか。それとも方針などはどうでもよいのか。一方進駐軍の方でこういう閉鎖機關に指定したやうなものは、勝手に處分ができるという建前なのか、はつきりしていただきたいと思ひます。そういう方針がはつきりしておらないのかかわらず、こういうことが現に行われておるのであ

りますから、早速あなたの方で御調査の上、何らかの處置をとつていただきたいと思ひます。もう一遍一體この住宅營團なんかに對するところの方針と、現にここに起きつゝある問題に對してのあなたの御見解、これからの方針、また現に起きておる問題に對しては、どう處置されようとするのであるのか、お聴きたいと思ひます。もし最後の結論が見出されないとするならば、この次の委員會までに態度をきめて報告をしていただきたいと思ひます。しかし大體のあなたの—あなたと言ふよりは復興院の方針もあらうと思ひますから、もう一遍どういふようでありますが、この現實の問題と結びつけて御方針を承つておきたいと思ひます。○伊東政府委員 昭和町の厚生住宅の問題は、私まだ聴いていないのであります。よく調査いたしてお答えいたしたいと思ひます。○河野委員 そうすると、これはもちろん今おつしやる通り、御調査結構であります。住宅營團の處理方針はあなたのさつきおつしやつたように、まだ確たる方針がきまつておらないと承知しておいてよろしうございします。○伊東政府委員 これはあるいは閉鎖機關になる前からの問題じやないかと思ひますが、閉鎖機關になつてからですと、これは管理委員會の許可を受けませんと賣却できません。委員會で許可する場合に私は私の方へ相談があります。これはおそろくその前の問題じやないかと思つておりますが、よく調べて御返事いたしたいと思ひます。○有田委員 これに關連して戦災復興院の方にお聴きたいのですが、各工

場は戦災復興院の用途變更の許可がなければ、今度は工場としての認可を受けられないという状態なのであります。その工場が最近のやうな状態で經營が非常にむづかくなつて工場を賣りに出す。そしてその工場を新しく買つて、大した用途變更なくして他の事業に移つていくやうな場合に、その屈けを出す場合に、戦災復興院において相當長い時間その手續にかかるという現状にあるように聞いておるのであります。それは日本の復興、日本の産業復興の上に大きな障礙になるわけでありまして、大した資材が要らないといふやうな場合においては速やかにこれを許可して、日本の産業復興に寄與するといふことでなければならぬと思ひますが、それに對してどういふやうな御方針でありますか。○伊東政府委員 工場につきましては先ほど申しましたように、非常に重要な工場であるにかかわらず、その手續のために暇がかかる、あるいはほんの變更で資材が必要としないといふ場合でも、やはり相當の暇がかかつておるといふことは事實であります。これは何とか改めたいと思つております。たゞ復興院といたしましては、工場の許可は大體資材は各省の所管廳でもつておりますので、その方でもよろしい。資材を使ふといふことになる、私の方で許可しておるのであります。お話をよくに資材が要らないといふ場合には、復興院限りで處理できるのではな

いかと思ひますので、こういう點もよく研究いたしまして、改善いたしたいと存じております。○有田委員 それから私は大阪選出であります。大阪の各區に戦災復興院の監視官というものが出張しておられますが、この監視官というものはどういふ仕事をするためにいてあるかお聴きたい。○伊東政府委員 臨時建築等制限規則というものを施行しております。建築の許可制を布いておるのであります。以前にはこの許可制を布きまして、無斷建築が多い、こんな建築規則なんかを無視してやつておる方が勝たといふ状態でありまして、この點非常に非難があつたのであります。また豫算の關係等で十分の人をおけないのであります。最近監視官を全國配置することによりまして、違反建築を絶対にさせないといふやうにやつております。最近大分徹底いたしまして、無斷の建築といふものは非常に少なくなりつております。そういう目的で監視官をしております。○有田委員 先般私が休會明けで歸つてくる二三日前に、私は西成區役所の方へ参りました。それはある家主と借家人との間の問題でありまして、借家人の方が無斷で表をすつかり改造し、家の中を全部土間を落して改造しておるのに對して、家主との争ひがありまして、その問題について私の方に話があつて、西成區役所の戦災復興院の監視官に名刺をもたせてやつたところ、その監視官の曰くには、私たちは料理屋、旅館だけを監督しておる、それ以外は監督してない、そういうものはわれ／＼の監督外である。こういうお話である。それから西成警察の方に言ひまして、西成警察で調べましたら、それは戦災復興院の方の仕事だから知らない、こういうやうにお互いになすり合ひをやつておりました。私は西成

警察へ行きまして、もしも無許可の建築を許すならば、私は自由黨の大阪の支部長をいたしておりますから、とにかく大阪府全體に指令を發して建築をどん／＼やらせると申しましたなら、警察の方でもこれは臨時建築等制限規則の違反だから、何とかいたしましてやうといふことになつたのであります。が、依然戦災復興院の監視官の方においては言を左右にしておる。これには無許可で建築をやつておる人と、戦災復興院の監視官との間において何らかの醜關係があるのではないかと想像されますので、ちやうど議會再開になりましたから歸つてまいりましたけれども、とにかく監視官といふものがいろいろ御馳走になつたり、あるいはいろいろな物をもらつたりするやうな危險が非常に多いのではないかと思ひます。今度建築は資材があれば簡単に許可するといふやうな場合に、よけいそういう誘惑の途が多かりし、間違ひが多くなるのではないかと考へておる。いすれ十月二十日の國會明けに歸りまして、監視官の現状は大阪においてどういふ状態にあるか、ということを検討するつもりであります。とにかくいろいろな情實によつて法律を左右するやうな點が多々あるやうに見受けられますが、その點復興院でも十分注意していただいて、監視官が金もうけをするといふ事實のないやうに、またそのために民衆が困ることのないやうに十分御検討願つて、監視官のまた監視官を置かなければならぬといふやうなことをないやうに御注意願ひたいと思ひます。○榊原委員 戦災地に都市計畫を實行されます場合に、都市計畫がきま

りまして、實際上その都市計畫が、まうかたないで、そこに住んでおります人たちに住宅建築の許可が下りない場合もございまして、住民が宙に迷つておる。しかもその宙に迷うのは少くとも今後十年以上も宙に迷わなければならぬという事情にあります場合に、便宜上しも都市計畫を完成したならば立退くという条件のもとに許可を願うことはできないものでございましょうか。實例を申し上げますと、私は岡山市でございまして、岡山市における岡山縣廳の所在地を、岡山市の内山下という所に都市計畫上豫定されたのであります。ところが岡山縣廳は縣の財政方面から申しまして、少くとも今後五、六十年はそこへ移ることができない見込みでございまして、ところが敷地に指定された所におります者、あるいはその土地をもつております者は建築許可を得ることができない。それで代替地を求めたらどうか、代替地へ行けるかどうかと申しますと、代替地はすでにほかの住宅ができておりますので、そこに移ることができない。結局岡山縣廳敷地として指定されたところの住民は、今後五、六十年の間は少くともほかへ移ることもできないれば、そこへ家を建てることもできないで、そこは草ぼう／＼になつておるという状態でございますが、かような場合には、縣廳が實際に移る場合には立退くけれども、それまでは便宜上家を建ててよろしいというような、事實に即した許可を得ることはできないものでございましょうか。その問題についてちよつと承りたいと存じます。

○伊東政府委員 都市計畫の問題は、私擔當でありませんのでつきりした

お答えができない分もあると思ひますが、大體戰災地には都市計畫をやつておりまして、特に土地區畫整理をやつております關係で、一時建築が制限される場合があるのであります。しかしお話のように十年も家が建てられないというようなことはないものであります。たとえば道路ならば計畫がありまして、たとへば一兩年だと思ひますが、ごく近い將來において事業がやれる所は一時建築を制限されます。あるいは都市計畫の區畫整理をやる場合に、區劃整理の設計を測量中で、今宅地がきまらうとする場合、そういう短期間は一時建築を制限する、こういうような方針を示しておりますのであります。行方過ぎなどもあるかもしれませんが、方針としてはそう長い間御迷惑をかけるようにはやつてないと思ひます。

○榎原(憲)委員 ところが今のように縣廳は今後五十年も建つ見込みはない。實際そこに家を建てようにも許可がなくて建てられない。それで今のお話のようでございますと、そういう見込みが判然としてゐる場合には、建築許可になる見込みでありますか。

○伊東政府委員 岡山縣廳の敷地については私具體的事實を存じておらないのであります。お話のようだとしますと、何かほかの事情があるのだと思ひますが、なければ假設建築物はできるはずだと思ひます。

○小野委員 河野君、緊急質問はよろしゅうございましょうか。

○河野委員 よろしゅうございまして。

○小野委員 長、それでは兒童福祉法案を議題に供して審議にはいりたいと思ひます。司法大臣が出席されておりますから、司法大臣に對する質を先に

していただきたいと思ひます。山崎道子さん。

○山崎道子委員 それでは兒童福祉法案の審議にあたりまして司法大臣にちよつとお伺ひしたいのでございまして。この兒童福祉法案は兒童全般の福祉を増進するために立案された法律であると私は理解しておりますのでございまして、その年齢を十八歳までの者というふうに法案では規定されておりますが、同じ年齢の子供が、一つは厚生省關係のこの兒童福祉法で保護され、またある一部分の者は司法省關係の少年法によつて處分されるというふうなことが、母心として私はどうしても納得しがたいのでございまして。私はあくまでも子供に悪人はないと信じております。ですからこの兒童福祉法案が出た以上は、一本にして兒童を護つてまいりたいと思ひます。お答えをいたします。

ただししがながら刑罰と申しますか、一應すべてを兒童福祉法に包含して、それによつて兒童相談所で鑑別して、それを限度に應じて附託するといふこともあり得ると思ひますのでございしますが、根本的に二つの法律によつて保護していただくといふことにつきましては承しがたいのでございまして。その點につきまして司法大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 お答えいたします。この兒童福祉法を立案いたします場合に、ただいま山崎委員の御質問のようなことは一番問題になつた點であります。できるならば同一法案として司法省と厚生省との共管にするか、あるいはどちらか一方で管理することにするかといふことは考慮されたのであります。

すが、結局いろいろ考慮いたしました結果、一般的に言う不良少年はこの兒童福祉法で救済をし、教育をし、監護をしていただく、そして處罰少年と申しておりますが、犯罪を犯すおそれのある少年と、現實に犯罪を犯した犯罪少年、この二つの類型に属するものは少年法に規定をし、司法省の所管とするといふことに相なつたのであります。深い理論的根據があるわけではございませんが、結局そういう段階的な差別があるといふことは現實の問題として認めざるを得ないのでありますから、そこでできるだけ温かい親心をもつて兒童福祉法で監護をしていく。どうしても兒童福祉法で監護することができないという少年に限つて、司法省の管轄による少年法で監護をしていく。嚴格に言へば、強盜をしたり、殺人をしたりする少年、それが近來頻々つあることはまことに國家のために悲しむべきことであります。そういうものは本來から言へば、司法省を離れて裁判所で處理すべき問題であるのであります。むしろあるものは多の方へもつていつておるのであります。裁判所の方から言へば、そういう少年は裁判所の所管に属するといふことが御尤もなことでありまして、できるだけこれを最後の段階において、萬やむを得ないときに司法處分に付する裁判所で判決を下し、監獄に入れる、その前の段階ではできるだけ行政的處置で、やはり親心をもつて温かい愛情をもつて處理していきたい。こ

ういう建前から理論的に多少問題があらまうけれども、行政官廳たる司法省の所管にいたしておこうといふことに相なつておるのであります。それら

の點を御考慮くださいますならば、理論的にはこれを統一法に直し一つの官廳が管轄する。少くとも管轄する官廳は二つであつても、法律としては一つの統一されたものにするのがよろしいという御議論は十分根據があるものでありますけれども、取扱ひの上においてただいま申すような分類が可能であります以上は、それを統一的に規定することは立法技術的にかなりむずかしい。實際の行政面における取扱ひとしてもむずかしい。こういう點からやはりただいま申し上げたように、少年法と兒童福祉法という二つの法律をつくることに決定いたしましたのであります。司法省としてもそれに賛意を表したわけでありまして。

○山崎(道)委員 大臣のお言葉ではございまして、從來少年教護法というものがあつた。これも不良少年を見てまいりました。そして少年法と二本建になつていたのであります。これにおきましても非常に末端におきましては摩擦があつたのでございまして。そして御説の通りに人殺しをしたとか、あるいは強盜したとかいふことは別といたしまして、ただ單に保護で直り得ると思ひます。やうな少年をも、おまわりさんが絶えずがや／＼と出入りをいたしておられます。そういういたしますと今度兒童福祉法ができました。兒童委員ができて兒童の保護には細心親心をもつて保護していただくといふときに、やはり末端におきましてこれは不良だといふやうな先入主からと申しましょうか。その少年法によつて隣の家の子供は同じ程度であつても兒童委員が來てゐる、隣りの家はおまわりさんが來てゐるというやうなことから、よけい子供心をゆがめてい

くという場合も、これから多く起きてくるのではないかと、ことを最も憂慮するものでございます。でございますから私はどうしても福祉法へいただきまして、そしてそういう強盗とか殺人とかいうようなものは別として、まして温かい親心で指導してまいりましたならば、私はそこまで落さなくて済む子供が多くなると思うのであります。私も方面委員をいたしましたり、あるいは社会事業の真似事もいたしております関係で、少年法にかかつておりました子供を、私を信用してほしいと強く要請いたしました。私預からせていただきました。それで非常な成績をあげてきたような記憶もございまして、この際いろいろな行きがかりもありましたし、するけれども、敗戦後の日本の状態から見しても、一番恵まれないのが子供でございます。その子供を初めて法律によつて福祉を増進して、いこうという親心をもつてでき上ろうとしております法律の出発にあたりまして、私はまげて一本にして、同じ子供でございますから同じ親心をもつて指導していった方が、子供のために幸福であるというふうに理解いたしておりますが、とにかく子供の幸福というところから御考慮願いたいたしております。それで福祉法の中にも児童相談所があつて、そこで鑑別を掌ることになつておりますので、ここで鑑別をして、これはどうして、ここで鑑別をしようとした法律に委託するといふか、おまわしするといふことにして、根本的な法律はこの福祉法一本でまいるたい、かように考えておるのでございますが、御意見を承りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 お言葉はまことにこともでありまして、できるだけそういうふうにあつてほしいと思ふのであります。殊にこの児童に関する限り、司法省といたしましては決してセクシヨナリズムで、ぜひこちらへ傾倒したい。強いて仕事をよけたいといふというふうな気持はたないものでありまして、できるだけは児童福祉法で温かい監護を與えるように仕向ける。少年法の方でも處犯少年につきましては少くとも警察官等は使われないのでありまして、少年保護司といふものを差向けまして、それは平服を著した普通の主任でありまして、少年を愛する気持をもつた人を選んでこれに當らせておるのでありますから、今仰せられるようなことは、その趣旨が徹底しないために、末端において従来ときくあつたかと思ふのであります。これは今後ないよう十分に注意いたしまするとともに、福祉法ができれば、できるだけこの福祉法によつて處理をしていく。どうしても犯刑傾向が顯著であつて、福祉法のやり方だけではいけないというときに少年法といふ愛の法律であり、親心をもつて少年を養育する趣旨であるといふことは、法律そのものにもうたつてあるくらいであります。て、そういう趣旨に基いて引取る。むしろ教護院やその他の方面でもあつて、どうかあなたの方でこれは一つやつていただきたいと言われたときに、初めて乗り出すといふような気持をもつてゐるのであります。そういうものが、必要がないという問題になつてくれれば、最小限度においてもやはり必要ではある。それであるから少年法並びに處犯少年と犯罪少年の特別取扱といふ

うものを廢するわけにはいかぬと思ひます。御趣旨に即うように運用していただくという氣持をもつてゐることを申し上げておきます。

○山崎(道)委員 大臣のお考えはよくわかるのでございますが、昨年生活保護法の審議にあつたときに愛護したことが、やはり實施されてみると、考えていたような運営の方法になつておりますので、私はどうも不安でならないのでございます。それで少年を頭からこれは不良少年だ、これは悪いやつだといふような氣持で扱う人があります。これが先日の熊谷のあつた不祥事が起るものにもなつてくるのだと思ひますので、いづれこの法案を十分に審議いたしますのは小委員でももちまして、また司法省の方にも御出席願ひまして、いろいろ御相談をいたしたいと思つておりますから、どうかその點を御承願いたします。できますれば重ねて私はそういうことを希望いたしておきます。

○小野委員 武田さん司法大臣に御質問あります。

○武田委員 大體今の質問で盡きました。

○小野委員 それでは司法大臣はそれでよろしうございしますか。

○山崎(道)委員 もう一つ。少年審判所で扱ひまして釋放された少年が罪を重ねておりますような例をひとつ恐れ入りますが、この次までにお調べ願ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 承知いたしました。

○武田委員 この次までに少年審判所の方から司法保護の關係の今までございします施設、それから厚生省の保護關係の施設と兩方ひとつその数なり、現

在の状態をお調べ願つておきます。

○鈴木國務大臣 承知いたしました。

○小野委員 それでは文部大臣が見えておりますから文部大臣に對する質問を願ひます。山崎さん。

○山崎(道)委員 大臣方お忙しといふのを特に御出席いただいたわけでありまして、私抜き書きで質問いたしましたので、何だかやりにくいのでございしますが、實は文部大臣にお伺ひいたしたいことは、児童福祉法案が上程されまして、その法文を見ますと、法といたしまして初めて保育所といふものが認められてくることになつたのでございしますが、子供は一律平等に保護し、教育していかなければならないものだと思ひました。これにつきましては一方におきましては幼稚園があり、一方におきましては保育所がある。そして幼稚園は主として裕福な家庭の子供が行つております。保育所は一般の勤勞大衆の子供が行く所になつておるといふようなことでございします。やはり子供のときから差別的な扱いをするといふことになりまして、できませんならば私は子供の問題は一本にしてまいりたいのでありますが、これに對しまして文部省のお考えを伺ひたいのです。

いま一つ、近く幼稚園は義務教育になるというとも一應決定しておるのでございしますが、これは實現可能でございまいしうか、その點もひとつ伺ひしておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 ただいまの山崎委員からの御質問であります。まことに、ごもつともな御質問でありまして、日本の將來は育つていく世代にかかるといふ、これらの人の保育教育といふもの

が一本であることが最も望ましいことではあります。現狀においては多少こが、働いておる人々の方面では保育所、あるいはもとの名前で託児所といふところに重點がおかれ、また富裕な家庭には言えませんが中産的な人々の間では幼稚園に子供を入れるといふような事態が存在してゐるのであります。しかし大體の傾向から言いますと、この狀況は次第に統一の方向に傾いておるのであります。中産階級が御承知のような經濟狀態のために非常に苦しい狀態になつてきたこと、他面また農村方面の經濟狀態がもととは違つたやうな狀態になりましたので、もとのやうな階級的のわかれといふことは違つた形ではありますけれども、まだ二元的な傾向の存在しているといふことは否定できないのであります。できるだけこれは統一のなかにされなければならぬと思つてゐるのであります。なぜそれではさういふ二元的な形になつたかと申しますと、幼稚園のことは明治の初年から考へられていたことではあります。大正の終りに法制化されたものであります。しかしこれは教育の側面から、生活の狀況といふことに特に重點をおかずに考へられたといふことから、比較的生活に餘裕のあるところの子供さんの方の施設と他面社會政策的の要求から、殊に都會においては婦人勞働といふことと関連し、農村においては農繁期の勞働といふことと関連して、託児所が發展し、これがさらに教育的な面をも含めるといふ要請から、託児所といふものが幼稚園に近づいたものになるといふやうな傾向をとつたのであります。教育の制度といふことから言いますと、すでに戦前におきま

これらのことを背景としたしながら、學校教育法が前の議會を通過したのではありませんが、この教育法では、「この法律で、學校とは」という中に「小學校、中學校、高等學校、大學、盲聾學校、聾學校、養護學校及び幼稚園とする」ということが定められておるのであります。さらにこの幼稚園はできれば義務制のものに早くしなければなら

況にあるのでありまして、この状況は好ましいことではないと思つておるのではありません。さしあたりのところをこれはこの二つを何とか一本にしたいといふやないかという考え方があるようであります。これももつともなことでありますけれども、さしあたりこの問題には、いわゆる双方で歩み寄つて、施設の側から一面では教育的なもの

とで、まるで先生がそれとわづか
飯がいたんでいいかというこの名
目で、一々においをかいで歩くといふやうな状態でございますので、子供も母親もたまらなくてやれなくなつてくるというやうな悲劇がたくさんござい
す。もう一つ根本的なことは、子供の教育と申しますならば、まず私は幼少のときから與えなければならぬもの

國されなければならぬ保育所に保母さん
 さんが不足してくる。一部の人たちが保
 行く幼稚園の保母さんは身分の保障も
 あれば、人員も充實してくるというよう
 うなことは、私はゆゆしき問題だと考
 えるものであります。現在は幼稚園と
 保育所がほぼ同数であるという大臣の
 お言葉がございましたけれども、児童

を待てずまたお伊を引立て歸るまいか
 のような状態でございます。また今義務
 教育の一年生でございますけれども、最初
 のうちは母やあるいはたれかが送り迎
 えをしなければ、なか／＼登校が困難
 だというような子供もございますの
 に、年齢を低下いたしましたして
 これが可能であるかどうかというよう
 な點につきましての大臣のお考えを伺

いたと思います。

○森戸國務大臣 至極ごつともな御質問でありまして、今日幼稚園の一部——これはきわめて一部であるのでありますが、お話のような事態にあることも存じておりまして、きわめて遺憾なことだと思つておるのでございます。

これは幼稚園ではありませんが、ある女學校の話であります、このごろ學校にだん／＼子供が來なくなつてきた。これはどういふわけですかと聞いた。女學生は白い御飯をもつてこないとはずかしい。粉食を辨當にもつてくることは何となく氣はすかしい。初めのうちはお母さんが食べないで白いめしを詰めてやつていたが、お母さんが食べなくても間に合なくなつたので、子供が休んで來ないというので、それは遺憾なことだ。一體學校の先生が、これを厭過してよいのであるが、粉食だけを配給するときは、白い御飯をもつてくる人は先生の了承を得てすべきであつて、先生は粉食をもつてくる子供が國民としてつづかなことであつて、白米をもつてくることは、むしろはすべきことであるということを生徒に徹底してもらなければ困るといふことを私は申したのであります。

いて、はなはだ實情に即しないものがあるものであります。しかしこれは全體から言いますと、幼稚園の動いておる今日の傾向から言へば、それとは逆の方向に行つておるようによい考えられるのであります。同時に託児所が普及いたしますといふことも考えられるのであります。託児所は社會政策的の必要を基礎として發達したものであります。まず生活の擁護といふところに重點があるものであります。それから教育といふ側面にだん／＼と及んで行くといふことになつておるのであります。今日の事態から申しますれば、幼稚園の方は教育の方面から進んでまいつたのであります。今申したような状況にある者は、幼稚園についておる者の家庭でも少數であつて、多くの者はだん／＼といふことを許さなくなつてくるので、幼稚園においても社會政策的な考慮を必要とする時代に今日なつてきておるのであります。これはつまり幼稚園に行く者も、かなり多くの中産階級、殊に俸給取りの生活状況が一變したことが原因でありまして、實は幼稚園と保育所とは二つの傾向から同じ方向にだん／＼と近づきつつあるといふような事態にある。私もはそういう事態を正しく見て、子供は同一的な取扱ひをしなければならぬといふ意味は、一面においては社會政策的な考え方をすべての児童に及ぼすような傾向をとること、他面では幼稚園のとつておつた児童幼児の教育という面を、また單なる社會政策的な面のみに重點をおいたところのものに及ぼしでいくといふところで、児童教育が一本になるという形に導いていかなければならぬと思つております。

御指摘の幼稚園の先生は教諭の資格が得られ、保育所の保母はその資格が得られない事態にあるというお話でありまして、實はそれはその通りなのであります。これは必ずしもはなはだよい状態だとは私もは考えておりません。むしろこの組織が一本になることが望ましいのであります。先生の關係から言つと、幼稚園の方に希望者が多く、經營の面から言つと、幼稚園には保母がなく保育所には保母がある。で、それにならう、こういうような傾向にありますが、これは同一的なものになるのが必要なのであつて、一面では厚生省等で考えられておる社會施設的な面が考えられてくる。他面ではまた文部省の考へております教育的な面が普及されるというやうなことになるべきであつて、これは何らかの形で同一的な取扱ひがなされるやうになつていかなければ、御指摘になつたやうな教育が階級的に別れるというやうな結果をもつてくるおそれがありますので、できるだけそういうふうにしたしたいと思つておるのであります。これはおそらく義務教育が延長されれば解決されますけれども、それに至る段階においても私どもの關係におる文部省並びに厚生省の兩省において適當な協調を保つて、同一的なものに近づいていくやうな方策がとられることを私は希望しております。

○山崎(道)委員 だん／＼に同一的な傾向に動きつつあることはほんとうにうれしいことでございます。私は大臣が今この法律を社會施設のようにお考えのうちに拜聴いたしました。また私たちがこれを讀んでみまして、非常に施設的な文法と思ふところに不満をもつております。これはこれから審議していくのでございしますが、私は兒童福祉といふ以上は、全般的兒童の幸福をはかつていく法律と理解して、この審議を進めてまいりたいのでございします。ですから各町村にまで保育所は公共的なものをこしらへなければならぬ。そうすると全部の子供がそこに包含されてまいりますならば、そこで一本の從來の托児所としての使命をも果たしつ、幼稚園のもつておつた使命をもそこに兼ね合はしめていけば、文句はないのじやないか。またそうならなければならぬ法律であると、私はかように解釋いたしておりますので、その點もどうぞお考え願ひたいのでございします。この法律はあくまでも施設法に墮しては困る。かように考へておりますので、どうぞ文部省の方でもお考えおきを願ひたい。もう一つ食事の問題でございしましたが、先日休會中に施設を私は相當見て歩いたのでございしますが、保育所へまいりまして、幼稚園へまいりまして、幼稚園では三つの子供はございせんけれども、やつと歩けるくらいの子供が、大きい子供と一緒に食卓を圍んでおひるを食べておりますが、ある子供は白米をもつてきておる。ある子供はお麥の御飯をもつてきておる。ある子供は高粱と麥ばかりの御飯である。中には白いパンあり、黒いパンあり、まるで食事の見本のような状態でございます。そうして白い御飯をもつてきておる子供は、得と食べておりますし、かばちやだけ

をもつてきております子供はうらやましうにそばでながめながら食べるが、なか／＼かばちやがのどを通らないといふやうな現状を見まして、これは大阪でございしましたが、ほんとうに胸を打たれたのでございします。そうしましたらその保母の言ひの、まだかばちやでももつてくる子供はいひ方です。お聲になるとこのごろはだんだん食事に歸る子供が殖える。その子供に何を食へたかと言つと、おかゆさんを食へたとかなんとか言つておりますが、ちくちくものを食へてきてないことは明瞭だといふので、保母さんも非常に心配しておりました。私は子供のときから、これは今大臣の言つたやうに國民運動によつて解決していかなければならぬ。配給以外のものを食へることははずかしいことだ。この理解はおとなにはつきまつけれども、三つや四つの子供にはつきまつせん。私はあつた小學校の低學年、そうして保育所や幼稚園におります子供には、ぜひ給食を實施したい。かやうに考へる。その給食も、副食の施設はございしますが、主食の施設がないから困難だといふのでございしますけれども、これに對しましては粉食の配給が多いのでございしますから、パンを一律に配給したら、すぐ解決つく問題じやないかといふやうに考へました。大臣としてこれは管轄運のやうでございしますけれども、教育の面を受持つておいでになるのでございしますから、その點をどうお考へになつておりますか。私はさういふやうに實現してほしいと思ひます。さうならなければならぬ。かやうに解釋しております。

○森戸國務大臣 ただいまの御質問で

ありますが、児童福祉法についてはこれから御審議になることと思ひますが、大きな建前から言いますと、児童福祉法は社會政策的な立場を根據として児童に及ぶものであり學校教育法は文化教育という心を育てるという側面が児童に及んでおるものと理解されるのであります。しかしこれが別々に動いては困るので、児童という一つの對象でありまして、殊に児童の多くのものが今日生活の問題の中に生きておるような時代においては、かようなものが統一的な取扱ひを受けるような形になることが望ましいと思つておりますが、二つの法律の主として立つておる根據は、そういう形でそれらの立場があるものと考えられるのであります。

それから食事の問題であります、これは實は最も如實に子供の階級性を表現する一つの象徴とも見らるべきものであります、民主主義の社會でそのことがあまりに子供にはつきりに見えるという事態は、まことに遺憾なことだと存じております。もちろんこの根本的の改革というものは、學校教育だけで遂げ得るものではなくて、もっと深い社會の改革というものを前提としなければならぬと存じておりますが、そういうような社會を前提としながらも、できるだけその事態を緩和するためには、御説のように、少くとも學校にもおる間は同じような生活ができるようにしたいと、私どもは念願いたしております。ただ小學校の子供の給食も、實は今日の事態ではすべての子供に及んでおりませんし、及んでおるのも一週二度というふうな状態ではなほ遺憾に存じておるので

あります。この小學校における給食をもつと充實擴充していくこと、そうして保育所並びに幼稚園の方にも及ばせ、幼稚園は義務制になつておるもので、これに及ぼすということとは、すぐにはなから困難と存じておりますが、そういう側面にもだん／＼と及ぼしていくということが考えられなければならないと思つております。殊に今日のような事情であります、非常に困難なことではありますけれども、そういう側面に私どもは非常に重

點を置いております。これは直接教育ということではありせんけれども、教育を十分に行うという社會的、物質的な基礎としては、最も望ましいことではありますので、委員の皆様の御協力によつて、また厚生省の方々の御援助によつて、學校給食というものがもつと充實され、擴充されていくことを、山崎委員とともに私も局に當つてい

る者は、心から希望している次第であります。
○山崎道委員 私はどうしてもこの法律を施設法から、ほんとうの児童福祉にもつていきたいと思つております。そして子供の教育、また子供の日常生活から階級性を取去るために、どうしても幼稚園と保育所は一本にしたという希望をもつておりますので、この審議の過程にあたりまして、文部省の方ともしば／＼御懇談を願ひたいと思つておりますので、ぜひこの點も御考慮に入れていただきたいことを希望いたします。

○小野委員長 この際今風の風水害について、厚生省でとりました應急對策について簡単に御報告願ひたいと思ひ

ます、ちやうど大臣、社會局長は同じ時刻に參議院でやつておりますので、高田保護課長から代つて報告することにしたします。これを許したいと思ひます。

○中嶋(勝)委員 議事進行について、私は昨日の日曜日を利用して實は決壊箇所を見たところが、この問題は實際重大な問題だと思つて、これは簡単に今こんな時間になつたのに御報告を聞くだけではだめだと思ひます。これから二時からでも三時からでも、あらためてお聞きになつて、大臣、次官にも出席してもらいたいと思ふ。これは眞剣に協議せんといふが、驚くべき重大な問題です。今この報告から見ても、龜有あたりきうの水かさか五尺も増しておる。雨が降らぬから幸いだつたが、降雨でもあつたらどんな被害が及んでくるかわからぬ。これに對する對策は一見百聞にしかずとはこのことで現場を見なければならぬ。これに對する對策はわづか一時間や三十分協議してもだめだから、私は時間を變更されて一時休憩をされ大臣、次官にも御出席を願つて、これらの對策を委員會で慎重に審議したいと思ひますから、その動議を提出いたします。

○小野委員長 實は本日午後には醫務省材に關する小委員會が豫定されておりますので、今度の水害の重大性ということはおそろしく御觀察になつた人ばかりでなしに、だれしも考へておると思ひます。今お手もとにお配りいたしました資料によつてとりあえずどういふことをやつたのかという程度のことをまず頭に入れておいて、そしてそれをさらにどうしていかうかという協議にはいけたいと思つております。それで今

までやつた事務的な報告だけをお聴きしたいと思ひます。
○高田説明員 それでは御了承を得まして私から簡単に御報告申し上げます。災害の大體の模様は新聞その他で御承知の通りであります、なお大臣からも御報告が本會議であつたようでありますから省略いたします。ただ、ただいまのお話にもありましたように、今度の災害の一番大きな特色は利根川の栗橋の北方が切れまして、大體聞いておりますところは、水がもとの本流に四分、こちらに六分流れておる

のであります。従いましてこの決壊口を止めませんことは浸水の状況はいつまでも續くということが、今度の災害の非常に大きな特色のようであり

ます。その點につきましては生として内務省がこれに當つておられるわけでありましたが、昨日までの私の聴きましたところでは、昨日から工事に着手した。そして大體一週間くらいかつかたならば新しい水を止める程度の工事かできるといふのが、内閣に設置されております災害對策委員會の幹事會でのお話でありました。ただこの工事の進捗状況がいかになりますか、これによりまして救護對策というものも非常に變つてくるのではないかと思ひます。お手もとに厚生省のやりました措置につきまして、非常に亂雑ではあります

ております。第一回が委員會、その次は幹事會をもつてこれに當つておるわけでありましたが、明日また委員會が開催される豫定になつております。そのときの模様等を總合いたしましたして、厚生省でやりましたことはこの刷りもの大體御了承いただきまして、よその模様も少し申し加えてみたいと思ひます。

内務省の話では、今のようにはせき止めが、大體一週間くらいかれば新しい水は止め得る。これが災害對策の一番大きな對策となるのであります。が、この工事いかに進んでおるかは、今埼玉縣の約三、四十箇町村が泥海になつております、その泥の中の堤防でありますとか、屋根の上でありますとか、小高い所に上がつております約二十萬人の人たちを他へ移さなければならぬという問題ができてくるわけであり

ます。それから東京部下でも同じでございますが、江戸川並びにこれらの荒川の方の堤防の上や、冠水地帯の小高い所、屋根の上や、二階に籠城しておりますようなたくさんの人々も他へ移さなければならぬという問題が生じてくるわけであります。早く水が引けばその問題は解消いたしますけれども、これがなかなか／＼せき止め工事がはかどらないというのであります、相當長期間の冠水状態を豫定いたしましたして、そういう措置が必要になつてくるんじゃないか、これが一番の眼目でござい

疲勞をいたしまして、何より水が欲しいという事で、水の問題がむしろ先だという現地の情報でございます。埼玉縣の方の給水状態についての情報は的確につかんでおりませんが、警視廳管下におきましては、大體三十萬くらいの消防ポンプを利用いたしまして、そのうちの十五萬は濾過ポンプのついたものを出して給水隊を編成してやつております。それから舟も使つてゐる。これは一昨日の情報でございますが、おそらく本日におきましてはもう少し多數の給水隊が活動しているのではないかと思います。かような状況でございます。

それからこれは一昨々日來の大問題であります。埼玉縣では浸水をいたしましたと同時に舟が非常に足りません。御承知のように埼玉縣は舟のない縣でありますので、舟を一體どうするかという問題が一番大きな問題になりました。これについては埼玉縣當局も非常に苦勞をいたしまして、隣接の東京あるいは千葉の關係都縣に應援を求めますし、また私どもの方でもただちに社會局内の課長が現地を視察いたしました。その状況をいち早く把握いたしましたので、内務省と協力いたしまして、心配をいたしましたのであります。このためには大臣に夜おそく運輸大臣にお電話をしていただいたのであります。いろいろみなの方の努力によりまして、なお一方進駐軍にも要請をいたしました。あらゆる方面の努力をしましてそれが総合されて現在の状況では埼玉縣には進駐軍の舟を入れて約百四五十艘くらいの舟が動いてゐる。それから東京都内におきましては大小取混ぜて五百艘近い舟が動いて

いるんじゃないか。大體かようなふうな情報を把握いたしております。しかしながらこれではまだ足りないという事でございます。それで先ほど申し上げましたように長い間水の中に留まつておるといふことになりまして、この船で食糧なり醫藥品なり水なりを配給いたすということが非常に困難なことになる。従つて期間が長ければおる人々を安全な所に移すという問題が、せき止め工事の進捗状況にかんよりましては生じてくるというわけでありまして、なお運輸省の方面では相當トラック等を準備して、これを東京都廳に提供いたしまして利用してあります。それから大藏省方面では、各府縣の特別融資の問題を今措置をいたしております。それから商工省といたしましては、お配りいたしました資料の中にありますはいつておらなかつたかもしませんが、とりあえず埼玉、群馬、栃木、茨城の四縣に對しては、なべ、鍋、ソーダ、マッテ、そういうような日用品を相當數量送出したいたしました。なお私の方の資料にも書いてございますが、厚生省といたしましては、引揚援護院が手持ちをしておりました日用品類約一萬九千點、それから衣類において三萬九千點ばかりでございます。また、この四縣に一日トラスクで搬送をいたしました。食糧の方につきましては、食糧といふものは大體現地にありましてございまして、それぞれ現地の食糧事務所長が適當に知事と連絡をとつて措置をしておるようである。これは農林省の話でございます。しかしながら特に必要であるところの埼玉縣に對しては乾パン一千箱送つた、それからカン詰一千箱を送つ

た、こういうことでございます。それから栃木、群馬に對してはカン詰一千箱と粉乳、これは煉乳でなくてはなほだ工合が悪いけれども、ないので、粉乳を埼玉に三百五十箱、茨城に三百箱、栃木に百五十箱、千葉に二百箱、群馬に二百箱オーダー済みだという話を一昨日いたしておりました。それから衣料につきましては、先ほど厚生省の方で手配をいたしましたと別に、商工省の方に對しても相當な數量を大體見込みで要求いたしておりましたので、商工省の方ではその内渡として、被害状況を的確に把握し、府縣の知事から要請があつたならば、ただちに送り出す準備をいたしておつてくれます。

それから防疫醫療の關係でございますが、これはお手もとに差上げました資料に相當詳しく書いてございますので、それによつてひとつ御承知を願ひたいと思ひます。なお資料にはございませんが、日本赤十字社におきましては、醫務方面につきましては相當な活躍をいたしております。

はなはだ頭が整理されておられません。ために、ごて／＼とお話を申し上げます。したが、結局は先ほど申し上げましたように、利根川の水をいつ止めるかという事で、その模倣によりまして救護對策も非常に變つてなければならぬ。昨日現地を視察いたしました結果によりまして、今日午後二時半から委員會の幹事會を開催されることになつておりますので、現在水の中に残つておる人々をそのまま残して船でこれに補給するか、あるいははしかるべき所に移轉をさせるかという問題について協議いたしたいと思つております。ことによりまして、移さなければならぬと

いう問題になつてくるかと思ひます。なお附け加えて御報告いたしておきたいのは、なぜそういうふうな水の中にたくさん残つたかと申しますと、その最大の原因は、これほどの大きな水害になるとは思つていなかったというところが一つ、もう一つは時節柄財産に對する執著といふものが非常にあらうのでございます。それで東京都下におきましては、埼玉縣下におきましても同様でございますが、警察署長等が、情勢が切迫しておるから避難をしてくれ、かような勸告をいたしまして、なか／＼避難が思わしくいかなかった。そうしてがなんばつておつたところが、だん／＼と水が深くなつてきて、とう／＼動きがつかなくなつてしまつた。こういうような状況でありまして、それじや安全な所に移そうといつて勸奨に参りまして、物をとられたい何かすることを心配して、やはり堤防の上とか二階とかそういうような所に相當多數被災者の方々がござつておられるのであります。この點が今回の水害の一つの特色かと思われるのでございます。はなはだ難儀でございます。

○中野(勝)委員 たいま御報告を承りました。委員は見に行かれぬでも知つておると言われるけれども、大體政府は知らなかつたと思ふ。どうしてかという、あの決壊場所は五十五メートルである。そして四十四メートルの水深で水は流れておる。あれだけの大決壊がきたのだから、決壊を知つたときに、あの川下のものは全部強制避難命令を出さなければならぬ。その手落ちをどうするかという問題。しかして今お話になりましたが、これが一

週間でせき止めができるなどというのは、子供の癡言としかわれ／＼に思へない。われ／＼の方の下關の小門の海峡を締切るので三四年かかつた。七回失敗して、八回目以外國の技師が来て締切りをやつた。その苦しい経験をもつておる。私も素人であるけれども、私どもの目で見たところでは、あれは上から、雨が降らないから非常に幸であるけれども、今まで流れておつた利根川は全然流れなくなつて、子供らがじや／＼遊んでおるようになつてしまつた。川筋が全然變つてしまつて、あれだけのものが流れこんでしまつておる。それを一週間か十日で締切りができるものではない。雨が降つたらたいへんなことになる。私は龜有におりましたが、十九日の晩から騒ぎ始めたけれども、まだ／＼大丈夫だ、今晚の満潮時に決壊しなかつたらよい。そう言つておつて、とう／＼二十日の晩の満潮時に決壊した。私は旅館におりましたが、旅館の二階にござつたが、い／＼騒動しておるときにだん／＼浸水してきた。それで驛と連絡をとつて、もし汽車が通わなくなつたら困るから、その時間を知らしてくれと言つておいたところ、七時四十五分が最終でこれから通ひませんといふことでしたから、私はその汽車に乗つて引揚げてきた。そのとき避難民が汽車に押し寄せておる状態は、實に目をおお以上の状態であつた。その状態があまりに悲惨であつたから、大藏大臣が行かれる自動車に便乗を願んで現地へ行つて見た。大藏大臣そのものも、あの決壊の状態を見たときに、これは實に意外なことが起つておると言つておる。それから今おつしや

いましたけれども、實際水に困つておる。頗有あたりでも十九日の晩の十一時から断水になつて、水は出ていない。水に困つておる連中がたくさんある。ことに日立の工場の二階が避難場所に當てられて、そこに女子供が上つておる。これは船で運ぶ以外に方法がない。これはどんな方法を講じてでも速やかに避難させる必要がある。これは委員会が設置されておるから、その方の仕事かとも思うのでありますけれども、あの決壊のときに強制的に避難命令を出しておつたら、あの邊の人も非常に助かり、樂であつたと思う。資財等に對する執着もあつたでしょうけれども、そうじゃない。避難命令が出ていない。今晚の満潮時に決壊しなかつたらそれで安心である。そう書き出して、安心感を與えておるから、結局逃げなかつたのであつて、これは大ごとであるから早く逃げつと言つたら逃げ

ておる。これは確かにそうした責任をもつ方面の重大な責任であります。それを今責めてもしょうがないから、われわれはこれの對策を考へるといふことにしたい。新たにまた東京都の江戸川、足立、葛飾の三區の狀態は、實際ここで言つてもお話にならない。二十日の眞夜中、へこ帯をふんどしにして、頭へふろしき包みをついで汽車に乗込もうとしてくる人間が何人あつたか。そういう實情を私は見て現實に知つておるのです。そうした避難民の狀態を速やかにこれを救済し、しかも將來に對する對策を講じなければならぬといふときに直面しておりますので、午後小委員会があるといはしますれば、これは非常に急ぐ問題なので、なるべく急がれて、さらにこの委員会

を開いてこの問題に對する對策に對して大臣も次官も御出席を願ひ、われわれ厚生委員としてこの職責の上において、これを審議したいから、よろしくお取計らい願ひたいと思います。

○山崎(道)委員　これはほんとうに緊急を要する問題だと思ひます。關東の問題が非常に取上げられておりまして、重大問題のところへ、東北方面も三回の出水で通信が杜絶していたために、こちらにわかつていなくなつた。今日來た人から聞きますと、相當重大らしいのでありますから、午後小委員会が終つた後に、避難民のことを考えれば私たちもつと勉強していいと思ひますので、夕方遅くなりましても、小委員会が済みました後に、緊急厚生委員会を招集願ひまして、十分御相談申し上げたいと思ひますから、その提案をしたいと思ひます。

○小野委員長　それではお諮りいたしますが、ただいま本日午後緊急集會をやるといふ動議でございますが、御異議がなければ……。

○河野委員　小委員会がいつ終るかわからぬ。そのあとでというのを待つてい

る人もたいへんでありますから、小委員会の方々にはお氣の毒ではあるが、どうでしょうか、むしろ今一應午後このまま繼續していただいて、小委員会の方は失禮ですが、あとにしたいだいた方がかえつてよくはないでしょうか。

○小野委員長　ごもつともな御意見と思ひますから、小委員長ともな御相談いたしましたして、小委員会の方を延期してもらふといふことにし、午後一時半に再開いたすことにいたしましたして暫時休憩いたします。

零時四十二分休憩

〔休憩の後は會議を開くに至らなかつた〕

昭和二十二年十一月十三日印刷

昭和二十二年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局